

## 移行要件

現行システム及びシステム外（Microsoft Excel 等）で管理しているデータを、新システムに移行すること。

機器の更新時又は新システムの利用終了時には、新システムで管理するデータを抽出し、高槻市水道部へ提供すること。

### (1) 移行業務の基本的な考え方

現行システムから新システムへの移行にあたっては、現行の安定稼働及び業務の継続に影響を与えることなく、速やかに実施する必要がある。

ア 新システムを稼働させるため、現行システムのデータを移行すること。なお、現行システムでは7年分程度の情報を保持しており、原則として移行時点での全情報を移行対象とする。

＜現行システムの主要データ情報件数＞

- ・水栓マスタ情報 : 20万件
- ・お客様情報 : 100万件
- ・調査情報 : 1350万件
- ・給水装置工事情報 : 4万件
- ・メーター情報 : 38万件

イ 移行元データは、高槻市水道部から現行システムのデータレイアウトでCSV形式にて提供する。なお、現行システムのデータレイアウトに関する資料は受託者へ提供する。

ウ 移行元データの文字コードはShift-JIS形式（第一水準、第二水準）で提供するが、現行システムで使用されているベンダ固有の拡張漢字（JEF）について、新システムで表示できない文字があった場合は、高槻市水道部の校正結果に基づき、新システムで表示されるようにすること。

エ 現行システムで作成された過去データの異動履歴も参照可能とすること。

オ 移行元データには個人情報が含まれるため、取扱いには最大限の注意を払うこと。運用試験等で必要不可欠な場合を除き、個人情報部分にはマスキングをかけること。なお、操作研修時の評価環境についても同様の措置を行うこと。

### (2) 新システム利用開始時の移行準備

ア 概要設計において行った移行設計に基づき、目的・移行方法及びスケジュール等を「移行計画書」「移行仕様書」として作成し、高槻市水道部の承認を得ること。移行計画は現行システム及び高槻市水道部業務に極力影響しない計画とすること。

イ 現行システムの保守委託業者と高槻市水道部が移行元データに関する会議を行う際、高槻市水道部の要請に応じ、同席すること。

ウ 現行システムの保守委託業者へ移行元データに関する確認や質問を行う必要がある場合は、事前に高槻市水道部に承認を得た上で実施すること。また、事後に結果を高槻市水道部に報告すること。

エ 新システムへのデータ移行プログラムを作成すること。

オ 新システムへの「移行手順書」を作成すること。

- カ 新システムへの移行設計を行う際には、現行システムの運用スケジュールを把握した上で実施すること。なお、本番移行の間に現行システムで更新処理が発生し、移行データに反映する必要がある場合は、新システムの運用開始に影響がない様に計画し実施すること。
- キ 移行元データを使用しての移行検証作業は、本番移行時に万全を期すため、原則として「総合試験開始時」「運用試験開始時」「本番移行リハーサル」の最低3回は行うものとする。なお、各時点で抽出した最新の移行元データを使用すること。
- ク 前項の場合を除き、総合試験時や運用試験時、評価環境の作成等で現行システムのデータが必要な場合は、事前に高槻市水道部と協議の上、高槻市水道部の承認を得た上で提供するものとする。
- ケ 新システムの運用にあたり、現行システムに保持していない不足データが発生した場合は、高槻市水道部が提供・作成する資料に基づき、初期データの作成を行うこと。
- コ 移行リハーサルを実施し、移行データが正しく移行されたこと及び処理時間を確認し、高槻市水道部に承認を得ること。また、高槻市水道部がデータ移行の正当性の内容検証を実施するため、その支援を行うこと。
- サ 移行リハーサルの完了後、その結果に基づき、「移行計画書」及び「移行仕様書」を修正し、高槻市水道部に承認を得ること。
- シ 移行元データを使用した各試験フェーズの開始及び終了時点で、新システムのデータバックアップを行うこと。
- ス 移行計画の進捗状況について、定期的に高槻市水道部に報告を行うこと。

### (3) 新システム利用開始時の移行

- ア データ移行作業を「移行計画書」「移行仕様書」の内容に基づき、実施すること。
- イ データ移行作業を、高槻市水道部の指定する作業場所で実施すること。
- ウ 現行システムから新システムへの本番移行及び切替作業は、執務時間（平日8：45～17：15）外及び土曜・日曜・祝祭日等の高槻市水道部業務に影響しない時間帯で行うこと。
- エ 高槻市水道部が提供する現行システムデータを、新システムに利用できる形に変換し、データ移行作業を実施すること。
- オ 現行システムから請求を行った消込データについて、新システムで消込ができるように、経過措置等の対応を計画しておくこと。
- カ 本番のデータ移行時に万一障害が発生した場合は、迅速にその原因を明らかにし、対応を協議の上、作業再開ができること。
- キ 本番のデータ移行実施後、データ移行の内容検証の支援を行うこと。
- ク 本番のデータ移行実施後、データ移行の結果及びデータ移行検証結果等をまとめた「移行結果報告書」を作成し、高槻市水道部の承認を得ること。

### (4) 機器の更新時又は新システム利用終了時の移行作業

- ア 機器の更新時又は新システムの利用終了時には、CSV等のデータ形式でデータを抽出し、高槻市水道部に提出すること。
- イ 外字の変換テーブル等記録した電子ファイルを提出すること。

ウ 新システムの利用終了時には、「ドキュメント等管理」に定める管理対象のドキュメント（最新の状態のもの）一式を提出すること。

(5) 留意事項

ア 現行システムからのデータ抽出作業は、原則として高槻市水道部が実施する。

イ 作業に関わる担当者の特定、電子媒体・帳票などの管理、電子媒体・帳票の授受に関する規約を作成し、移行作業時のセキュリティに十分に配慮すること。

ウ 受託者が、現行システムで管理していないデータの補完方法について、高槻市水道部と協議の上、必要な作業を実施すること。